

離島の妊婦健診・出産に係る 支援経費の特別交付税措置化について

安心して子どもを産み育てられる島へ。そのための支援として、病院や診療所などが設置されていない離島に居住する妊婦の出産経費を特別交付税として措置することとなった。定期健診や分娩時の際の交通・宿泊費などを助成することで、条件不利地域でもある離島の少子化対策へもつなげていく。

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課

1. 改正離島振興法に 妊婦健診・出産支援が追加

離島に居住する妊婦の方については、その島を離れて妊婦健診・出産をせざるを得ない状況にあり、その際の船舶・航空機の交通費及び宿泊を伴う移動が多いことが、大きな課題となっていたところです。この問題については、国土審議会の離島振興対策分科会においても、特に産婦人科のない離島の妊婦支援が必要との意見が出されていました。平成二四年六月二〇日に成立した離島振興法の一部を改正する法律の第三条第二項第六号では、医療の確保等の具体的な内容として「妊婦が健康診査を受診し、及び出産に

必要な医療を受ける機会を確保するための支援を含む。」が追加されるとともに、離島振興を生活・産業基盤の整備、交通の確保や農林水産業の振興だけでなく医療、高齢者福祉なども含め、総合的に行っていくため、厚生労働大臣が主務大臣として追加されました。

2. 交通費及び宿泊費支援経費の 特別交付税措置化へ

厚生労働省におきましても、この法律に基づき、平成二五年度から妊婦の健康診査又は出産に係る保健医療サービスを提供する病院、診療所等が設置されていない離島に居住する妊婦の健康診査受診時・分娩時にかかる交通費及

図1 離島に居住する妊婦が健康診査を受診するための交通費等の支援について

●対応方針

- 離島振興法の改正に伴い、新たに「妊婦が健康診査を受診し、及び出産に必要な医療を受ける機会を確保するための支援」が盛り込まれた。



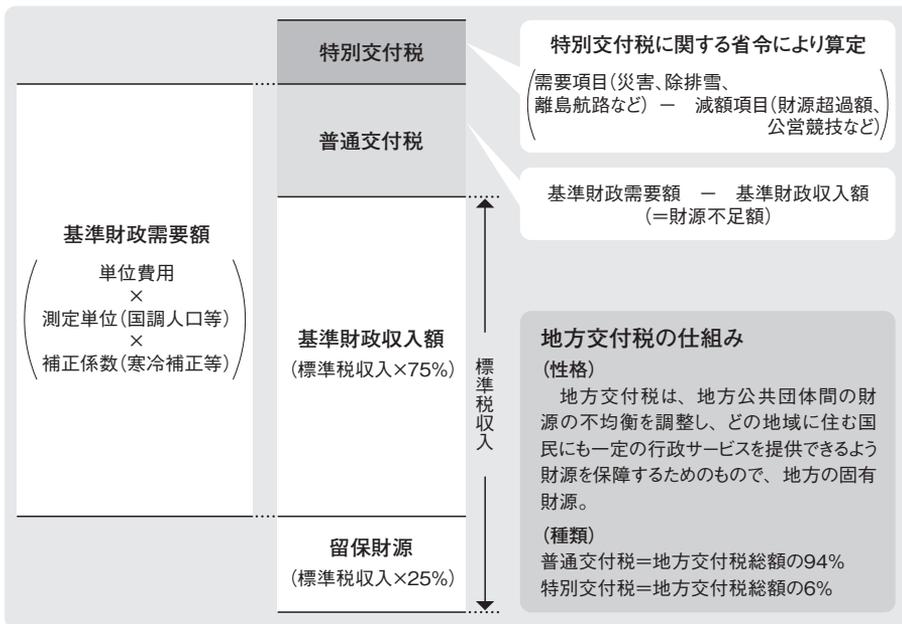
- 平成25年度より、妊婦の健康診査又は出産に係る保健医療サービスを提供する病院、診療所等が設置されていない離島に居住する妊婦の健康診査受診時・分娩時にかかる交通費及び宿泊費の支援に要する経費につき、特別交付税措置を講じることについて総務省と合意。

※今後、「特別交付税に関する省令」の改正（秋頃を予定）により、当該支援にかかる算定基準が策定される予定。
 ※各地方自治体が実施する妊婦健診にかかる費用の公費助成については、従来、国庫補助事業で行ってきた分も含め、全て地方財政措置を講ずることとなった。

●特別交付税とは

- 地方交付税には「普通交付税」と「特別交付税」の2種類があり、地方交付税総額の94%に相当する額を普通交付税とし、6%に相当する額を特別交付税とすることとされている。
- 特別交付税は、画一的な方法で算定される普通交付税を補完する役割を持っており、普通交付税の算定基礎となる基準財政需要額の算定方法によっては捕捉されなかった特別の財政需要（離島などの地理的条件によるもの等）がある場合等に算定交付される。 ※普通交付税不交付団体にも交付される。
- 特別交付税は、年2回に分けて決定、交付される（第1回目は12月、第2回目は3月に交付）。
- 特別交付税として算定される事項や、その算定方法については、「特別交付税に関する省令」に規定。

図2 【参考】地方自治体における地方交付税の算定方法



び宿泊費の支援に要する経費につき、特別交付税措置を講ずることと総務省と合意しました。

この特別交付税は、画一的な方法で算定される普通交付税を補完する役割を持っており、普通交付税の算定基礎となる基準財政需要額の算定方法によっては補足されなかった特別の財政需要（離島などの地理的条件によるもの等）がある場合に査定交付されるものです。

特別交付税は、年二回（第一回は二月、第二回は三月）に分けて決定、交付されており、特別交付税として算定さ

れる事項や、その算定方法については、「特別交付税に関する省令」（昭和五一年自治省令第三五条）に規定されています。なお、今般の措置については、今後必要な省令改正が行われることになっていきます。

この措置により、離島に居住する妊婦の費用負担の軽減が図られ、安心して子どもを生育てられる環境づくりに寄与するとともに、地域の母子保健の向上につながることを期待しております。

■医療法の一部改正について

改正離島振興法の附則第七条に、「医療法の一部改正」が盛り込まれた。離島に必要な医療確保のため、都道府県の医療計画作成において、離島振興対策実施地域では医師等や病床の確保など適切な配慮をする旨が明記されている。

これを受けて平成二四年度中に医療法の附則改正がなされ、同二五年四月一日から施行されている。（本誌編集部）

○離島振興法附則条文

（医療法の一部改正）

第七条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

・第八十七条 都道府県は、平成二十五年四月一日から平成三十五年三月三十一日までの間、医療計画を作成するに当たっては、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域における医療の特殊事情に鑑み、当該地域において医師等の確保、病床の確保等により必要な医療が確保されるよう適切な配慮をするものとする。

○医療法附則条文

第八十七条 都道府県は、平成二十五年四月一日から平成三十五年三月三十一日までの間、医療計画を作成するに当たっては、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域における医療の特殊事情に鑑み、当該地域において医師等の確保、病床の確保等により必要な医療が確保されるよう適切な配慮をするものとする。